

ヨットイベント企画運営業務仕様書

1 事業名

ヨットイベント企画運営業務

2 事業概要

大阪府では、2025年4月から10月に「2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）」が開催されます。開催にあたって、より多くの方に万博会場にお越しいただくため、会場外においても万博関連イベントを実施し、来場意欲の向上を図るとともに、大阪の都市魅力を国内外に広く発信して誘客を促進することとしています。

大阪・関西万博が開催される夢洲は、四方を海で囲まれており、「海」と「空」が印象強く感じられるロケーションとなっています。この特徴を活かして、多くの方が陸上だけではなく、海上からも夢洲に向かって集うことをイメージした非日常的なオンリーワンコンテンツの創出により、国内外からの万博への注目度を向上させ、大阪の魅力発信による誘客促進を目的とした事業を実施します。

(1) 開催予定日

令和7年5月31日（土曜日）予定

※具体的な実施時間については、提案をもとに協議の上決定。

(2) 開催予定場所（別紙参照）

①海上でのイベント

夢洲周辺を中心とした海上

②陸上でのイベント

大阪港 天保山岸壁ほか

3 予定契約期間

契約締結日から令和7年6月30日（月曜日）まで

4 委託上限金額

29,850千円（消費税及び地方消費税を含む）

（各年度の上限額） 令和6年度 6,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

令和7年度 23,850千円（消費税及び地方消費税を含む）

5 委託業務内容及び提案を求める事項

(1) 海上及び陸上でのイベントの企画・実施

本事業における、【帆船】【ヨット】の定義は次のとおりとする。

帆船：帆を用いて推進する船舶のうち、伝統的な帆装であり、「トールシップ:tall ship」と呼ばれる比較的大きな帆船

ヨット：帆を用いて推進する船舶のうち、「セールボート:sailboat」と呼ばれる小型の帆船（補助機関を有するセーリングボートも含む）

① 海上でのイベントの企画・実施

大阪・関西万博の会場が、四方を海で囲まれているという特徴を活かし、会場周辺の海上の賑わいを創出できるよう、帆船やヨットを活用したイベントを実施する。

帆船係留予定場所 : 大阪港 天保山岸壁及び中央突堤北岸壁
大阪府が指定する帆船 : 帆船日本丸(全長110.09m)、
帆船 BLUE OCEAN みらいへ(全長 52.16m)

【提案を求める事項】

- ① 大阪府が指定する帆船2隻の活用(帆船を別に追加することは妨げない)を含めたイベントの企画を提案すること。
- ② 万博会場に世界中から人が集うイメージを海上にも表現するため、多数の小型のヨットを来場者に見立て、海上に集船させるなど、人々が万博会場に集うイメージを表現した構成を提案すること。
- ③ 陸上でのイベント来場者や万博会場内においても、海上でのイベントを楽しめるような工夫がなされた企画を提案すること。

② 陸上でのイベントの企画・実施

大阪・関西万博会場への来場者促進および大阪への誘客促進に向けた陸上イベントを上記①に併せて実施する。

【提案を求める事項】

- ① 万博会場の近隣での開催という立地を活かし、万博の意義や開催目的を理解し、万博への関心の向上、誘客促進につながる企画を提案すること。
- ② 海洋やヨットに関する著名人が出演するステージの設置など、4万人程度(海上での提案のあったイベント企画を含む)の集客を見込める企画を提案すること。
- ③ 大阪の魅力発信による誘客促進につながる企画を提案すること。
- ④ 「天保山客船ターミナル」の活用など、大阪港全体を活用した集客コンテンツとして、大阪港の魅力発信につながる企画を提案すること。

【補足事項】

- ・帆船やヨットの派遣料等、派遣にかかるすべての費用については、委託料に含む。
- ・海上でのイベントに関する航路等については、大阪府、大阪港湾局、海上保安庁、帆船の管理者などの関係機関と協議して決定すること。
- ・警察署、消防署、救急等の関係機関との連絡調整については、必要に応じて行うこと。
- ・陸上でのイベントについては、司会者の手配、司会者によるイベント進行、ステージ設置や会場内外の看板作成等の会場設営も含む。
- ・事業内容の充実を図るため、財源確保(ブース出展に伴う収益獲得)を行うことも可とする。
- ・海上及び陸上でのイベントの実施にあたっては、航路への警戒船や天保山岸壁に警備員を配置するなど必要な安全措置を講じること。
- ・海上及び陸上でのイベントの実施にあたっては、運営マニュアルを作成のうえ、大阪府と協議・調整を行うこと。
※運営組織体制図、スタッフ配置図、進行フロー、緊急時(地震・火災発生時、体調不良者・けが人発生時)の対応体制を盛り込むこと。
- ・雨天時、荒天時等の対策について、実施体制を含め講じること。
- ・必要に応じて、大阪府が行う関係機関との打合せや現場確認に同行すること。
- ・海上及び陸上でのイベントの当日の様子や現場搬入から撤去に至るまでの記録写真を撮影すること。

撮影した写真は、紙媒体（鮮明なカラー刷り。縮小版印刷も可。）と電子データ（HDD等に保存のこと）で大阪府へ提出すること。

- ・会場の予約、会場備品の借り上げ、運営に係る機材の手配、控室等の運営・設営など、全体の企画・調整・運営・設営・撤去等に関する業務を実施すること。

※上記に係る費用や関係機関との調整費用など、イベント開催に係るすべての費用については委託料に含む。

(2) 広報に関する業務の実施

大阪・関西万博と本イベントへの集客が一体的に促進されるプロモーションについて、SNS やメディアでの展開や印刷物等を空港や客船ターミナルに配架するなど国内外問わず誘客につながる広報活動を実施すること。また、本イベントの取組みを、本イベント終了後においても万博への来場促進につながるプロモーションに活用できるように、イベントの様子を収めた素材（画像や映像など）を提供すること。

【提案を求める事項】

- ① 本事業の趣旨を十分に理解した上で、どのようなプロモーションを実施するのか、着眼点、対象、手法等（媒体、時期）について具体的に提案すること。

【補足事項】

- ・プロモーションで活用する効果的な広報物など活用媒体や手法について企画・実施すること。なお、デザインは複数案を提案し、大阪府と協議のうえ決定すること。広報にあたって必要な写真、画像等の手配を行うこと。
- ・掲示・配架先の提案、配架依頼、送付先のラベル作成及び発送を行うこと。
- ・大阪府が実施する他の事業と連携を図り、効果的な広報活動を行うこと。
- ・万博公式ロゴマーク等を活用した広報を行うこと。（ライセンスなど可能な範囲内とする）
- ・実施するプロモーションは、提案内容をもとに、大阪府と協議・調整のうえ、決定する。その際、予算の範囲内で内容の変更や追加等を求めることがある。
- ・事業者提案のほか、大阪府の公式 SNS の活用も視野に入れること。

例）X（旧 Twitter）：もずやん@大阪府広報担当副知事

YouTube チャンネル：大阪府公式チャンネル

(3) 事業スケジュール及び実施体制等

上記(1)及び(2)について、契約期間内に計画的かつ効率的に実施できるよう、提案業務を実施するためのスケジュール及び事業実施体制について提示すること。

【提案を求める事項】

- ① 本業務を円滑に遂行できる全体スケジュールを提案すること。
- ② 本業務を円滑に実施するにあたり、計画的かつ効率的に遂行できる体制について提案すること。なお、本業務の実施にあたり、効果的な連携先等があれば提案すること。

6 委託業務実施上の留意点

- ・受託者は、契約締結後、事業の実施に際しては、大阪府の指示に従うこと。
- ・受託者は大阪府と緊密に連携を図り、情報を共有しながら業務を推進すること。
- ・受託者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告すること。
- ・受託者は、大阪府と協議のうえ、契約締結までに業務実施計画書を提出すること。
- ・受託者は、経費支出等の確認書類（請求書、支払書等）について、確実に整理し、事業年度終了後 5 年間保存すること。なお、大阪府から請求があった場合、速やかに提出すること。
- ・再委託は原則禁止する。ただし、専門性等から一部を受託事業者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することができる。再委託により実施する場合は、大阪府と協議し、承認を得ること。ただし、次に該当する場合は、再委託を承認しない。
 - ア 業務の主要な部分を再委託すること。
 - イ 契約金額の相当部分を再委託すること。
 - ウ 公募型プロポーザルにおける他の入札参加者に再委託すること。
 - エ 随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。
- ・受託者は、事業運営に必要な関係機関（警察、消防署等含む）との連絡調整を行うこと。各種許可申請書などが必要な場合は、許可申請書など必要な書類の作成も行うこと。手続きにあたっては、事前に大阪府と調整すること。
 - ※業務履行等に際して必要な費用等の契約書類作成時の印紙代のほか、委託業務に関する一切の費用はすべて委託料に含むものとする。
- ・成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め、又は損害賠償を求められた場合、受託者は大阪府に生じた損害を賠償しなければならない。
- ・この事業を実施するにあたり必要となる保険に加入すること。
- ・今般の物価高騰等の社会情勢を踏まえて、予算の範囲内で業務内容の変更等を求める場合は、大阪府と協議・調整のうえ、決定を行うこと。

7 成果物の提出

事業終了後、速やかに大阪府あて以下の成果物等を提出すること。

※以下(1)～(3)における電子データはHDD等に格納し提出すること。

(1) 実施報告書(A4サイズ2部)及び電子データ

- ・事業効果を測るために必要なデータを収集し、実績報告書としてまとめること。
- ・SNS投稿等のビュー数など実数値が取得できるものは実数値を報告することとし、実数値が取得できない場合は、推計値でも構わないが推計の根拠データもあわせて示すこと。

(2) 業務に関して作成した全ての成果物(電子データで提出)

作成した画像・映像データ等を提出すること。これらについては、令和7年度以降に大阪府で使用することがある。

(3) 報道実績に係る報告書(電子データで提出)

メディア等に掲載された記事及び映像、HPなどのWEB情報、SNS等での配信動画について取りまとめた報告書及び動画データを提出すること。(著作権・肖像権等に留意)

8 その他

(1) 守秘義務等について

- ・受託者は、委託業務の遂行上知り得た情報は、受託業務遂行の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- ・委託業務の終了後、成果物に誤り等が認められた場合には、受託者の責任において速やかにその誤りを訂正しなければならない。

(2) 個人情報の取り扱いについて

- ・委託業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、受託者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。また、業務完了後、受託者が保有する機器等にデータが残存している場合は、受託者の責任において確実にデータの破棄を行うこと。
- ・受託者は事業実施にあたり、収集する個人情報及び法人情報について、大阪府に情報提供することを当事者に事前に説明し同意を得ること。
- ・事業実施にあたり収集した個人情報や法人情報は受託者に帰属するものとし、大阪府の指示に従い提供を行うこと。
- ・契約を締結する際、受注者は、個人情報の保護の観点から、誓約書（別途提示）を提出すること。

(3) 著作物の譲渡等

- ・受託者は、成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に大阪府に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受託者が従前より保有するものの著作権は、受託者に留保されるものとし、受託者は大阪府及びその指定する者の必要な範囲で大阪府発注者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。
- ・受託者が制作した画像や動画等については、著作権に加え、肖像権についても大阪府に帰属する。

(4) その他留意事項について

- ・大阪府は、特別の理由がない限り最優秀提案者を契約交渉の相手方に決定するが、契約締結及び事業実施にあたっては、受託者は必ず大阪府と協議を行いながら進めること。
- ・本仕様書に記載のない事項及び業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度、大阪府と協議を行い、指示に従うこと。
- ・受託者は、会計に関する諸記録を整備し、事業年度終了後 5 年間保存すること。
- ・企画提案及び契約の手続きにおいて用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨によるものとする。